

フランスベッドホールディングスグループ ハラスメントの防止に関する規程

制 定 令和3年11月9日

フランスベッドホールディングス株式会社

(ハラスメントの防止に関する規程)

フランスベッドホールディングスグループ ハラスメントの防止に関する規程

この規程は、男女雇用機会均等法第9条、第11条、育児介護休業法及び関連する指針に基づき、職場で発生する様々なハラスメントを防止するために従業員が遵守すべき事項並びにハラスメントに起因する問題について雇用管理上の措置を定めるものとする。

第1条 (定義)

本規程における用語の定義は、次の各号によるものとする。

ハラスメント 本人の意図に関係なく、他者への発言・態度が相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えること。

(1) 職場で発生しやすいハラスメント

・パワーハラスメント

職場内での優位性を背景に、適正な業務の範囲を超えて行われた、執拗に人格や尊厳を傷付ける言動並びに、その言動をきっかけにして就業不安を与えること。

・セクシュアルハラスメント

異性・同性を問わず、他の従業員に性的ダメージを与える言動並びに、その言動をきっかけにして就業不安を与えること。

・マタニティハラスメント

妊娠・出産等を理由にして他の従業員に就業不安を与えること。また育児休業規程や介護休業規程に基づいて休業を希望する従業員に対し、就業不安を与えること。

・モラルハラスメント

様々な手段により、相手の人格を傷付けたり、肉体的・精神的に追い込んでいくハラスメント。

(2) その他のハラスメント

日常生活における人間関係の中で、相手に不快感やその他の不利益を与える上記ハラスメント以外の行為=いじめ、いやがらせ、虐待等々

第2条 (対象者)

本規程の対象者は、社員、嘱託社員、パート社員、派遣社員等、フランスベッドホール

ディングスグループで働く全ての人である。

第3条 （従業員の禁止行為）

すべての従業員は以下に掲げる行動をしてはならない。

- ①身体的な攻撃
- ②精神的な攻撃
- ③人間関係からの切り離し
- ④過大な要求
- ⑤過少な要求
- ⑥個の侵害
- ⑦性的な事柄に関する質問・発言
- ⑧わいせつ図画の閲覧・配付・掲示
- ⑨不必要な身体への接触
- ⑩交際・性的関係の強要
- ⑪従業員の性的指向又は性自認を理由とする差別
- ⑫育児休業制度等を利用する者への精神的圧迫
- ⑬育児休業制度等を利用する者への利用阻害
- ⑭上記に抵抗した者の就業環境を害する行為

2. 個別具体的な禁止行為については別途「フランスベッドホールディングスグループハラスメント防止ガイドライン」に記載する。

第4条 （ハラスメントが発生した場合の対応）

調査責任者はハラスメントが発生した場合、フランスベッドホールディングスグループ内部通報保護規程（以下「内部通報保護規程」という。）を準用し以下のように対応する。

1. 内部通報保護規程第11条を準用し、事実関係について調査する。
2. 内部通報保護規程第13条を準用し、調査結果を報告する。
3. 調査の結果ハラスメントがあったと認められた場合には、従業員就業規則に従い、加害者を厳正に処分する。加害者が準社員・パート社員である場合には、それぞれ準社員就業規則・パート社員就業規則に従う。
4. 労働組合にも報告し、互いに協力し合いハラスメント防止活動に努める。
5. 被害者の不利益の回復と共に、職場環境の健全化を図る。
6. ハラスメント担当取締役へ報告し、ハラスメント担当取締役は情報管理委員会と情報の共有を図る。

第5条 （相談窓口）

当社グループは職場におけるハラスメントに関する相談窓口を内部通報規程第2条に定

める相談窓口とする。

2. 実際に生じている場合だけでなく、生じる可能性がある場合や放置すれば就業環境が悪化するおそれがある場合や第3条に定める禁止行為に当たるかどうか曖昧な場合も含め、広く相談に対応する。
3. 相談窓口は相談者の性自認等を理由に不当に相談を打ち切ることができない。

第6条（不利益な取扱いの禁止）

当社グループはハラスメントに対する苦情の申し出、苦情等に係る調査への協力その他ハラスメントに対する従業員の対応に起因して、当該従業員が就労をするうえで不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

第7条（守秘義務）

本規程第4条及び第5条に定める者のほか、当該事案に関し、職務上の情報を知り得た者は、関係者のプライバシーの保護を最優先にし、その内容について守秘義務を負うものとする。この規程は当該職務を退任した後も同様とする。

附則

この規程は令和3年11月9日から施行し、1年毎に内容を見直して運用する。

通報受付窓口、相談窓口及び調査責任者等

(1) 社内

① フランスベッドホールディングス株式会社

通報受付窓口及び相談窓口	FHD 総務部総務課長
(電話番号)	03-6741-5504
(FAX番号)	03-6741-5556
(e-mail)	naibutsuho@francebed-hd.co.jp
(住所)	〒163-1105 東京都新宿区西新宿 6-22-1 新宿スクエアタワー 5階
調査責任者	総務部長

② フランスベッド株式会社

通報受付窓口及び相談窓口	管理本部総務部総務課長
(電話番号)	03-6741-5557
(FAX番号)	03-6741-5556
(e-mail)	naibutsuho@francebed.jp
(住所)	〒163-1105 東京都新宿区西新宿 6-22-1 新宿スクエアタワー 5階
調査責任者	総務部長

③ フランスベッド販売株式会社

通報受付窓口及び相談窓口	管理部総務課長
(電話番号)	042-443-0421
(FAX番号)	042-443-0425
(e-mail)	naibutsuho@bed.co.jp
(住所)	〒182-0007 東京都調布市菊野台 1-2-1
調査責任者	管理部長

④東京ベッド株式会社

通報受付窓口及び相談窓口	S C M本部管理課長
(電話番号)	03-5545-6947
(F A X 番号)	03-3586-6617
(e-mail)	md@tokyo-bed.co.jp
(住所)	〒106-0032 東京都港区六本木 4-1-16 六本木ハイツ 2階
調査責任者	S C M本部長

⑤フランスベッドファニチャー株式会社

通報受付窓口及び相談窓口	管理部長
(電話番号)	0952-52-3275
(F A X 番号)	0952-52-3277
(e-mail)	info@fb-furniture.jp
(住所)	〒849-0124 佐賀県三木養郡上峰町大字堤 3131
調査責任者	代表取締役社長

⑥株式会社翼

通報受付窓口及び相談窓口	管理課長
(電話番号)	090-5912-1388
(F A X 番号)	087-815-0301
(e-mail)	naibutsuuhou@kk-tsubasa.co.jp
(住所)	〒760-0080 香川県高松市木太町 490 番地 1
調査責任者	取締役管理本部長

⑦フランスベッドメディカルサービス株式会社

通報受付窓口及び相談窓口	取締役管理本部長
(電話番号)	03-6741-5518
(FAX番号)	03-6741-5519
(e-mail)	naibutsuho@francebed.jp
(住所)	〒163-1105 東京都新宿区西新宿 6-22-1 新宿スクエアタワー 5階
調査責任者	代表取締役社長

⑧カシダス株式会社

通報受付窓口及び相談窓口	管理部マネージャー
(電話番号)	03-6894-7162
(FAX番号)	03-6894-6960
(e-mail)	tsuuhou@kashidasu.co.jp
(住所)	〒163-1105 東京都新宿区西新宿 6-22-1 新宿スクエアタワー 5階
調査責任者	取締役管理本部長

(2) 外部

名 称	社外通報窓口
担当者	岡村綜合法律事務所 弁護士笹野司
(電話番号)	03-3215-3611
(FAX番号)	03-3215-3610
(e-mail)	sasano@okamura-law.jp
(住所)	〒100-0005 東京都千代田区丸の内二丁目 2 番 2 号 丸の内三井ビル 10 階 1005 号室